

高知県交通安全推進県民会議交通安全功労者等表彰取扱要領

この取扱要領は、交通安全功労者等表彰要綱による表彰の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

1 交通安全功労者表彰及び交通安全功労団体表彰

(1) 推薦方法

被表彰者の推薦に当たっては、関係機関・団体と協議の上、地域社会において交通安全活動に献身的に取り組み、顕著な功績のあった個人及び団体を推薦するよう配慮するものとする。

(2) 表彰基準

ア 原則として5年以上（40歳未満である者、又は、構成員の過半数が40歳未満である団体については、概ね3年以上）にわたって活動している者又は団体

イ 表彰年度の4月1日（以下「基準日」という。）から過去5年以内に、交通関係法令違反の経歴（交通人身事故による基礎点数又は付加点数の加点を受けた場合を含む。）のない者。ただし、基準日後、表彰を受ける日までの間に、交通関係法令違反を犯した者を除く。

ウ 原則として市町村の交通安全功労者表彰を受賞していること。ただし、市町村に該当の表彰制度がない場合は、この限りではない。

(3) 推薦の手順

ア 被表彰者の推薦は、交通安全功労者等表彰要綱に定める様式により、具体的に記載すること。

※ 選考確認のため、資料として新聞、写真、雑誌の切抜き等を添付すること。

※ 表彰歴も詳しく記載すること。

イ 推薦基準のイただし書きに該当することが判明した場合は、推薦を取下げ、又は表彰の決定を取消すものとする。

(4) 推薦数

推薦する個人、団体数は、おおむね各1とし、2以上の推薦に当たっては、優先順位をつけること。

2 表彰者数

表彰者の数は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 交通安全功労者表彰 10人

(2) 交通安全功労団体表彰 3団体

附 則

この取扱要領は、平成12年9月18日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成29年7月24日から施行する。